



令和8年度の年金額は1.9%～2.0%の引き上げ

厚生労働省は、令和8年1月23日、令和8年度の国民年金の支給額を前年度比で1.9%、厚生年金は2.0%引き上げると発表しました。

年金額は毎年度、物価や賃金の変動率に応じて改定されています。令和7年度は物価変動率(+3.2%)が名目手取り賃金変動率(+2.1%)を上回ったため、すべての年金受給者について名目手取り賃金変動率+2.1%の改定が基準となりますが、平成16年に導入されたマクロ経済スライド*による調整で、年金額の引き上げ幅が国民年金は0.2%、厚生年金は0.1% (令和7年改正により調整率が3分の1となる) 抑制されています。

*マクロ経済スライド…「社会全体の年金制度を支える力の変化」と「平均余命の伸びに伴う給付費の変化」に応じて年金の給付水準を調整する仕組みのこと。

令和8年度公的年金額(新規裁定者)

年金の種類	年金額(月額)
老齢基礎年金(満額)	847,300円
加給年金額	1,059,125円
障害基礎年金(1級)	847,300円
障害基礎年金(2級)	847,300円
遺族基礎年金	243,800円
子の加算額(1人目・2人目)	81,300円
子の加算額(3人目以降)	243,800円

離婚時の年金分割の請求期限が5年に延長

離婚時の年金分割の請求期限が令和8年4月1日から5年に延長されました。

年金分割とは、離婚時に婚姻期間中の夫婦の厚生年金の納付記録を分け合う制度です。年金分割には2種類あり、夫婦間の合意または裁判によって分割割合(最大50%)を決定する合意分割と、専業主婦(夫)など第3号被保険者からの請求によって、第3号被保

険者だった期間の納付記録を一律50%に分割する3号分割があります。

年金分割の請求期限は、離婚日の翌日から2年以内でしたが、民法の改正(離婚後の財産分与請求権の期限が2年から5年に延長)に合わせ、年金分割の請求期限も5年に延長されました。

高齢者の経済生活に関する調査が5年ぶりに実施・公表

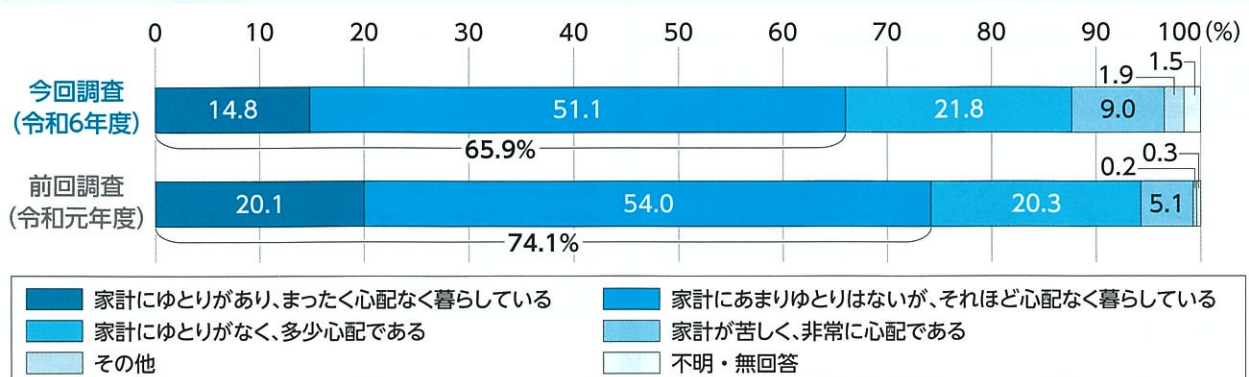
内閣府による「令和6年度高齢者の経済生活に関する調査」の結果が公表されました。全国60歳以上の男女4,000人を対象とした調査で、現在の経済的暮らし向きについて「心配なく暮らしている」と回答した高齢者の割合は7割弱と、令和元年度に行われた前回調査よりも低下する結果となりました。

物価の上昇や収入・貯蓄が少ないことを不安に挙げる人が多く、就労者の割合や就労意欲は前回調査

よりも高くなっています。また、公的年金以外の老後の備えも全体的に進展しており、企業年金や個人年金の加入割合も上昇しました。

平均寿命が延びる中、いつまで働くか、長い人生を過ごすための備えをどうするかを早めに考え、高齢期のリスクを減らす準備をしていくことが重要となります。

現在の経済的暮らし向き(前回調査との比較)



内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査(高齢者の経済生活に関する調査)」、内閣府「令和元年度高齢者の経済生活に関する調査」をもとに作成